

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年1月15日 13時20分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市下津井瀬戸 倉敷市所在の六口島灯標から真方位068° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.3′ 東経133° 46.9′）
事故調査の経過	平成24年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利採取運搬船 第八進洋丸、496トン 129569、共栄海運有限会社 61.86m（Lr）×13.00m×6.80m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和62年7月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年3月29日 免状交付年月日 平成21年9月7日 免状有効期間満了日 平成27年2月11日 機関士 男性 61歳 五級海技士（航海）、（五級海技士（機関）併有） 免許年月日 昭和49年3月29日 免状交付年月日 平成23年9月5日 免状有効期間満了日 平成28年11月9日
死傷者等	なし
損傷	船首船底に亀裂を生じてスラスト一室に浸水
事故等の経過	本船は、船長及び機関士ほか2人が乗り組み、海砂約1,600tを積載し、船首約3.80m、船尾約5.00mの喫水で岡山県笠岡市神島南方沖を航行中、平成24年1月15日11時30分ごろ機関士が船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、備讃瀬戸北部を東進した。 機関士は、六口島北西方沖を9.0ノット（kn）の対地速力で自動操舵として航行中、椅子に腰を掛けて当直に当たっていたところ、視界や天気が良く、水島航路を航行中の他船や操業中の漁船が少なかった。

	<p>たことから気が緩み、その後、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、変針予定場所の六口島灯標北方沖に至ったが、下津井瀬戸西ノ埼北方に向けて航行し、13時20分ごろ西ノ埼北方の海岸に乗り揚げた。</p> <p>本船は、積み荷を僚船に瀬取りしたのち、僚船の援助により自力離礁し、兵庫県の造船所に向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視程 約10～15M</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約1kn</p>
その他の事項	<p>機関士は、健康状態は良好であり、薬の服用及びアルコール類の摂取はしていなかった。</p> <p>機関士は、入直前に約3～4時間の睡眠をとり、睡眠不足はなかった。</p> <p>本船には居眠り防止装置が設置されていたが、正月休みの際、船長が同装置の電源スイッチを切り、休みが明けて運航を再開した際、同スイッチを入れるのを忘れていた。</p> <p>本船の変針予定場所である六口島灯標付近から事故発生場所までの距離は、約1.0Mであり、所要時間は約7分であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、六口島北西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の機関士が、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して下津井瀬戸西ノ埼北方に向けて航行し、西ノ埼北方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関士は、視界や天気が良く、水島航路を航行する他船や作業中の漁船が少なかったのが気が緩んだことから、椅子に腰を掛けて船橋当直を続けていたところ、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船は、居眠り防止装置が作動していれば、機関士が居眠りから目覚めた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、六口島北西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の機関士が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して下津井瀬戸西ノ埼北方に向けて航行し、西ノ埼北方の海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居眠り防止装置の作動状況を点検すること。</li> </ul>